

岩手県告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成21年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
うちだ小児科クリニック	宮古市末広町8番14号	平成21年4月1日
いとう耳鼻咽喉科クリニック	大船渡市猪川町字中井沢7番地7号	平成21年3月31日
松誠会あしる診療所	八幡平市川原129番	〃
堀江医院	紫波郡矢巾町大字西徳田第6地割143番地	〃
せき内科胃腸科クリニック	紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割1番地4	〃